

第6章 事業の推進

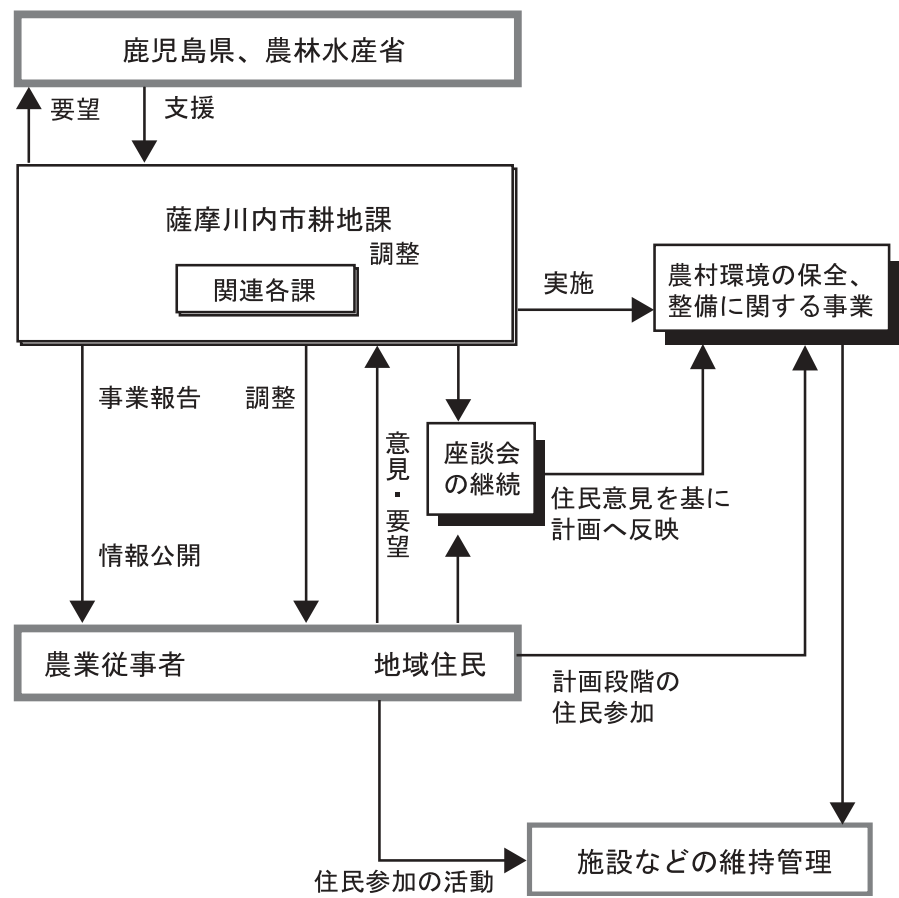
第1節 推進体制

(1)本市の推進体制の整備・強化

農村環境計画の実現には、関係各課の職員の理解が重要であるため、横の連携を密にしながら他事業との調整を図り、総合的視野に基づいた農業・農村づくりの推進を行います。

(2)財源の確保

農村環境計画の実現には大きな財源を必要とし、また短期的に完了するものや長期的に続くものまで多種多様であるため、農林水産省など国の補助事業を積極的に活用します。また、土地改良事業は受益者負担の原則があることから、分担金などを納入義務者が負担することにより、安定的な財源の確保に努めます。



▲ 計画の推進体制

第2節 住民参加

(1)農村環境計画の公開

農村環境計画の内容を住民に理解してもらうため、分かり易いパンフレットの配布や説明会などによる啓発を行い、農村環境整備に関する関心や気運を高めていきます。

(2)農村環境整備の進め方に関する座談会

今後、個々の農業農村整備を進めるにあたって、農村環境整備とは何か、どのようにして計画を進めていくべきかということについて、住民に理解してもらうために、分かり易い説明会などを必要に応じて行います。

(3)事業の進捗状況や成果の報告

事業の進捗状況や成果については、必要に応じて住民に報告します。

報告に関しては、従来の広報や回覧などの手法に加え、様々なメディアによる情報公開、収集、意見交換などができる場の整備、活用を図ります。

(4)維持管理への支援体制の強化

今後、農業農村整備を行った施設などにおいて、農業従事者や地域住民が主体的に維持管理活動に参画できるような仕組みや組織の構築を誘導・支援します。

また、コミュニティ活動の活性化を図るため、各地区において土地改良区、農業委員会、地区コミュニティ協議会及び自治会などを中心に地域活動が積極的に行えるよう、維持管理の支援体制を強化します。

特に、「農地・水・環境保全向上対策」などの事業を活用していきます。

第3節 関係機関との調整

本計画の実現を効率的かつ、効果的に図るため、県及び関係市町村との広域的連携を図り、情報通信、教育文化、高齢者福祉、生態系保全などの分野において、関係省所管施策と連携します。

省連携すべき事業については、本市関係各課と協議のうえ総合的に検討します。